

〔インタビュー〕

司法制度改革の現在
——日弁連会長インタビュー——

宇 都 宮 健 児
(弁護士, 日本弁護士連合会会長)
三 澤 英 嗣
(弁護士, 日本弁護士連合会
法曹養成対策室室長)

〔インタビュアー〕
伊 藤 麻 保 呂
(本誌編集長)
上 田 朋 宏
(本誌副編集長)
菅 野 真 沙 美
(本誌編集委員)

2 Law&Practice No.05 (2011)

- I はじめに
- II 法科大学院における教育について
 - 1 法科大学院出身者の質
 - 2 法科大学院と司法研修所の連携
 - 3 法科大学院設立の理念の現在
 - 4 既修者と未修者の合格率の差異をどう捉えるか
- III 法曹人口の増加, 就職先について
 - 1 法曹需要の現状
 - 2 法曹需要の拡大
 - 3 裁判官・検察官の増員
 - 4 法曹人口拡大の是非
- IV 司法修習給費制について
- V 終わりに

I はじめに¹⁾

2001年の司法制度改革審議会意見書を受け、我が国の法曹養成制度は大きく変容した。以来10年を経て、改革の進むべき方向について再検討、軌道修正がなされている今、法曹養成の大きな一角を担う日本弁護士連合会を訪ね、会長・宇都宮健児氏および法曹養成対策室室長・三澤英嗣氏に『司法制度改革の現在』というテーマでインタビューを試みた。

II 法科大学院における教育について

1 法科大学院出身者の質

伊藤：平成13年に司法制度改革審議会の意見書が提出され、社会の隅々まで法の支配を行き渡らせるという理念の下、「法科大学院」の設立が提言されました²⁾。そして現在、法科大学院で教育を受けた者が法曹資格を取得し、実社会で法曹として活動するようになっていきます。こうした中、「法科大学院出身者について見ると、かつてに比べ、法曹としての質が低下したのではないか」といった厳しい指摘がなされることがあります³⁾。この点について、宇都宮会長はどのよう

¹⁾ 本稿は、2010年12月2日、東京・霞ヶ関の弁護士会館にて行われたインタビュー速記録に当編集委員会が脚注を付したものである。

²⁾ 司法制度改革審議会『司法制度改革審議会意見書』57-58, 61-62頁(2001年)。

³⁾ 日本弁護士連合会「当面の法曹人口のあり方に関する提言」4頁(2009年)。

なご意見をお持ちでしょうか？

宇都宮：日弁連が行っている法曹養成に関するこれまでのリサーチの結果では、法科大学院教育を経た人については、コミュニケーション能力、口頭表現能力、判例文献などの調査能力に優れているという評価があります。そういった評価がある一方で、基本六法に関する知識や能力、論理的な文章作成能力などについて不十分な者がみられるというような問題点が指摘されているようです⁴⁾。ただ、この調査結果が絶対的にそうだと言えるのか、私自身、確信を持っているわけではありません。



法科大学院生の質の変化について、私個人としてはこういう風が変わったとか、問題があるなといった実感は直接的な経験としては持っていません。私の事務所にも法科大学院を修了して、弁護士として頑張っている人がいます。多重債務問題や貧困問題に取り組んでいただき、頑張ってもらっています。私は優秀な弁護士だと思っています。

伊藤：しかし、一方で、日弁連のリサーチでは問題点が指摘されているわけです。この点に関してですが、そもそも、司法制度改革を遂行するに当たって、法科大学院生の質とは一体何を意味するのか、これについて十分に明確化されなかったのではないかと、といった指摘もあるのですが⁵⁾…。

三澤：法曹に何が必要かということは、おそらく時代は変わってもそんなに基本的なものは変わってなくて、会長が指摘された、コミュニケーション能力や口頭でどう表現するか、あるいは調査能力も必要になるでしょうし、基本的な六法に対する知識や、さらには文章作成能力などのそういった諸々の能力が

⁴⁾ 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」1頁（2009年）。

⁵⁾ 日本弁護士連合会・法曹人口問題検討会議「意見書」10頁（2009年）。

必要だということについては、法曹の中で、共通の理解があると思います。ただそれが、具体的に「こうこうこういう質じゃないとだめだ」とかいった、具体的な線引きするような明確な基準が決められているわけではないです。先ほど会長のお話にもありましたけども、目立った部分と、目立たないというか少しこう足りないなと思う部分が出ているというだけの話です。会長がおっしゃったように私も実感として新法曹がダメだとかいう感覚はありません。ただ、質が低下したという言われ方が実務法曹から出ているということもまた事実です。

宇都宮: 私が断片的に聞くことは、起案といった実践能力の低下についてです。修習を終えた新人弁護士が即戦力として役に立つかという点、弁護士事務所に入ってから教育が必要な人がいる。ただし、これを質の問題とはっきり言えるかどうか。現在、法科大学院を修了してからの司法修習が1年になっています。私たちのときは2年でした。司法修習期間の短縮や前期修習の廃止が、我々のときとはかなり変わってきています。そして、弁護士事務所は裁判関連実務が中心です。そこで採用される人は、実務的なことを要望されることになると思います。しかし、司法改革の展望とは必ずしも裁判実務だけを考えないで、企業や官公庁で働いたり、幅広い方向性を持つということが考えられていました。こうした考えを元に教育も構想されていたわけですから⁶⁾、どうしても従来の実務教育という点について薄くなる面があります。ところが、実際は皆さん方がお聞きのように就職難の問題があるように、弁護士になる人の大半は裁判関連実務を扱っている法律事務所で採用されていますから、そうするとそこで採用した段階で法律実務をこなしていくことは、以前と比べて大幅に修習期間が短縮されていますから、当然従来通りというわけにはいかないわけです。ですから、裁判関連実務に就くことを前提とした教育をもっと時間をかけて、というような声が出ているのではないかと思うのです。

伊藤: そういった声に対して、会長としてはどうお考えでしょうか。

⁶⁾ 司法制度改革審議会・前掲注2) 78-79頁。

宇都宮：実務的な教育というと、裁判修習，検察修習，弁護修習といった実務研修がありますが，修習生は自ら事件を受けて責任を持つわけではないわけです。私個人としてはやはり，弁護士は具体的な事件を受任し，それで本当に鍛えられて一人前になっていくと思います。誰でも一定の事件の実践経験が必要で，実践経験を積みば身につけていけるものがあります。ですから初期段階ですべてパーフェクトにできなければならないことではないと思います。実践で経験することによって学んで吸収できていく素養があれば，いいだろうと思います。私自身はあまり威張れたものでなくどちらかというと自分自身は落ちこぼれの弁護士だったという自覚もあるので。けどやっぱり実践経験のなかで学んできました。今の修習のあり方と，それから弁護士事務所で雇う側としては裁判中心の仕事を行っているから，マッチしていない，ズレが出てきているから，厳しい意見が出てきている面もあると感じますが，一定の経験を積みば克服していける問題もあります。以前と比べて見劣りするということは，私個人としては，私の周辺にいる若手の弁護士を見ていますと，そうは感じていません。

2 法科大学院と司法研修所の連携

伊藤：先ほどおっしゃられた修習期間の短縮という点に関してですが，そもそもこれは法科大学院ができたから短くなったということであって，修習期間短縮と法科大学院設立の両者には関連性があったと聞いております⁷⁾。そうすると，今まで研修所で必要とされてきたものを臨床法学教育という形で法科大学院教育に取り入れていけば，指摘されるような問題も生じなかったのかな，とも思うんですけど，その点がまだうまくリンクできてないということなのでしょうか。

宇都宮：そういう問題もあるかもしれないですね。聞くところによると，本来司法修習の前期修習に当たること⁸⁾は法科大学院で行う前提ですから⁹⁾，前期修

⁷⁾ 法務省「司法試験法等の一部改正について」

<http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/shiken_hourei01.html> (2011年3月12日最終アクセス)。

⁸⁾ 最高裁判所「新司法修習について」<http://www.courts.go.jp/saikosai/sihokensyujo/sin_sihosyusu.html> (2011年3月12日最終アクセス)によれば，「前期修習2か月間」においては，「実務修習への導入として，法律実務についての基本的な知識，技法を学ぶ」とされている。

習はなくしていきなり実務にということになったようです。私自身実は2010年の4月から会長になったのですが、それで2009年の10月頃、会長に立候補することを決断したときに日本全国の弁護士会を回りながら各地の弁護士さんと意見交換をしました。その意見交換の場に弁護士になり立ての若手の人、62期・61期の方たちが多く参加していました。そこでのやりとりでの印象は、「どうしても司法試験合格を考えるので、何とか受からなければならないから、前期修習に当たるようなことを学習しているどころじゃない」という声がすごく聞かれたということ、それから、「だからこそ、司法試験合格後に前期修習的なことをやってもらいたい」という要望が強かったことです。いきなり実務に入ってしまうから、そこでやりとりされている書面、訴状や準備書面や起訴状などがややちんぷんかんぷんであると。前期修習的なことを行ってもらいたいという要望が非常に強かったのは印象に残っています。本来、前期修習に当たるころは法科大学院でこなして行って、いきなり実務だということが予定されていると思いますが、その移行がスムーズになされているのかどうかというと、当事者の意見ではやや困惑しているということでした。経験した人からすれば、もう少し本当は前期に当たることをしっかり行ってもらった上で実務に行ければ、すんなり実務に入れたという意見が強かったので、私が会長選に立候補した時は、前期修習の復活をすべきではないかという政策を一つとして出しました¹⁰⁾。どうもその辺の、司法研修所の実務教育と法科大学院の教育がなかなかスムーズに行かない。その壁になっているのが、どうしても合格しなければいけないから、合格することが先決だという様なところがあり、じっくり取り組めないという問題もあるのではと。ただ、この点については法科大学院によってもばらつきがあるという印象も受けています。

3 法科大学院設立の理念の現在

伊藤：合格率に関してですが、「平成22(2010)年ころには新司法試験の合格者

⁹⁾ 司法制度改革審議会・前掲注2) 67頁。

¹⁰⁾ 尚、2009年11月より日弁連は、裁判官および検察官の協力を得、かつて司法修習の前期修習で学んでいたような実務上の基礎的事項についての研修(事前研修)を、新司法試験合格者を対象に開催し、2010年度も同様の取組が続けられている。2009年度事前研修につき、日本弁護士連合会「新63期司法修習生採用予定者向け『事前研修』を実施します」<<http://www.nic.hibenren.or.jp/ja/event/attorneys/091119.html>> (2011年3月12日最終アクセス) 参照。

数を年間 3000 人にまで増加させる」という計画があったわけですが¹¹⁾、これが実現すれば必然的に合格率は上がるわけです。3000 人規模の法曹を毎年作るという事になれば、学生達が司法試験にばかり目を奪われるのではなくて、その先も見据えた法曹養成全体について考えて自学自修・教育を受けるという事も出来るのではないかなとも思うのです。こういったことも含めて、理念が忘れられているところもあるので、当初の理念通りと言いますか、立ち返る必要性はお感じになりますか？

宇都宮：法科大学院構想の理念の一つに「多様性の確保」¹²⁾というものがあったのはご存知かと思えますけれど、今まさに法科大学院の志望者がかなり減ってきています。入学志望者が 7 年間で 4 分の 1、しかも多様な人材をとということでスタートした筈なのですが、社会人の法科大学院志望者が半分くらいになっています¹³⁾。この背景には、新司法試験の合格率の低下の問題があります。要因としては、当初は 7 割くらいと言っていたのですが¹⁴⁾、予定していたよりも法科大学院がかなり多くできたというのがありますし、司法試験合格者数の問題もあります。それから経済的負担の問題がかなり大きい。法科大学院の修業年限は学部を卒業した後、2 年乃至 3 年間です。あまり収入を得ることが出来なくて、そこに法科大学院で学ばなきゃいけない、そういうところで奨学金を利用せざるを得ない。奨学金の負担というのは自宅から通える人はいいのですが、地方の人は法科大学院のあるところにアパートやマンションを借りる必要があります。家賃の負担や生活費の負担が膨大になるわけです。日弁連の調査では、63 期の場合、2 人に 1 人が平均 318 万円の奨学金債務があり、多い人では 1200 万円です¹⁵⁾。志望者が減っているのはこうした経済的負担の問題も影響していると思ひ、日弁連は 2010 年の 11 月から導入される予定だった司法修習生の給与の

¹¹⁾ 司法制度改革審議会・前掲注 2) 11 頁。

¹²⁾ 司法制度改革審議会・前掲注 2) 65 頁。

¹³⁾ 大学入試センター「適性試験の受験者数の推移」(2010 年)に拠れば、法科大学院の志願者数は 2003 年から 2010 年にかけて、3 万 9350 人から 8650 人へと減少している。又、総務省・法科大学院(法曹養成制度)の評価に関する研究会「法科大学院(法曹養成制度)の評価に関する研究会報告書」3 頁(2010 年)に拠れば、法科大学院入学者に占める社会人の割合は、制度発足時(2004 年度)の 48.4%から、直近(2010 年度)の 24.1%まで減少している。

¹⁴⁾ 司法制度改革審議会・前掲注 2) 66-67 頁。

¹⁵⁾ 日本弁護士連合会「第 61 回定期総会・市民の司法を実現するため、司法修習生に対する給費制維持と法科大学院生に対する経済的支援を求める決議」(2010 年)。

全面カットと貸与制の導入に反対しました¹⁶⁾。

伊藤：先ほど話に上がった就職難の問題も関係していますよね。

宇都宮：そうですね、就職難の問題は大きいと思います。今、合格者が2000から2100人ですか¹⁷⁾。それで、その合格者が司法研修所に行って、司法修習を終了した後に裁判官とか検察官になっている人が大体200人弱です¹⁸⁾。残りは全部弁護士志望ということですが、当初予定したほど、弁護士の活動領域の拡大や業務の拡大が行われておらず¹⁹⁾、就職難という問題が発生していて、年々それが厳しくなっているというのも法科大学院志望者の減員の要因になっていると思います。合格率の問題と経済的負担と就職難です。

4 既修者と未修者の合格率の差異をどう捉えるか

伊藤：多様な人材を確保し、社会の隅々に法の支配を行き渡らせるという目的で、法科大学院には法学既修者に特別に認められた短縮課程としての2年制と、標準課程としての3年制の2つの課程があるのですけれども、現実には、2年制には既修者・3年制には未修者という形で分かれていて、司法試験の合格率というのが、未修者ですと2割を切り、17%くらいです。既修者の合格率が4割弱、37%ということで、大体20ポイント程の差が生じている²⁰⁾わけです。本来は、法学の既修・未修の差を法科大学院の3年間の教育の中で埋めていくことで、多様な人材が法曹になり得るという制度設計であったかと思うのですけれども、今のところ、それが数字の上では実現できていないようなのですが、この点に

¹⁶⁾ 日本弁護士連合会・前掲注15)。

¹⁷⁾ 法務省・大臣官房人事課「平成22年新司法試験の結果」(2010年)によれば、平成22年新司法試験の合格者数は2074人。

¹⁸⁾ 日本弁護士連合会「司法修習終了後の進路に関する資料」同『当面の法曹人口のあり方に関する提言 資料一覧』55頁(2009年)によれば、第61期司法修習生2340人の司法修習終了後の進路は、判事補(裁判官)99人、検事(検察官)93人。

¹⁹⁾ 日本弁護士連合会『弁護士白書2010年版』166, 170頁(2010年)によれば、企業内弁護士を採用・採用予定(募集中を含む)の企業は全体の1割にも満たず、9割以上の企業は消極的。また、同177頁によれば、弁護士資格を有する職員のいる地方自治体は全体の0.8%であり、今後の採用予定についても94.5%の地方自治体が「ない」と回答している。

²⁰⁾ 法務省・前掲注17)によれば、既修者の受験者3355人に対し合格者1242人、未修者の受験者4808人に対し合格者832人。

ついて先生のお考え、改善の方向性等をお聞かせいただければと思うのですが。

宇都宮：既修者・未修者の合格率の差は、中々難しい問題です。2010年の3月から法務省と文部科学省がワーキングチームを作って、そういう論点整理を行い、秋口にフォーラムを立ち上げてそこで検討するということがなされていた²¹⁾ようですが、それがまだ具体化まではされていません。ただ、合格率に関しては、文科省が、これから法科大学院を整理・統廃合する上で、問題のある一定基準に満たない法科大学院に対しては補助金を減らしていくというようなことを考えておられるようですけど²²⁾、その基準を、単に合格率とするのは問題ではないか、とは考えています。日弁連はこれまで適正配置ということを書いてます²³⁾。地域に根差した法曹養成ということで、地方の法科大学院で育成して、その地域の出身者がその地域の法科大学院で学んで、地域にまた根付いていくと、こういうような取組みをやっているところや、働いている人も通えるよう、夜間の法科大学院を開いているところや、あるいは臨床教育、こういうことにしっかり力を入れているところには、配慮が必要でしょう。単に合格率の一点で補助金を減らすことは問題だ、という意見書を出しています²⁴⁾。それから、合格率の問題、やっぱりそこに優秀な教授陣というのか教育者が、集まっているかどうかにもかなり影響されているとも思われるので、そういう地方の法科大学院に財政的な支援をきちっとやらないといけないと思います²⁵⁾。都市部の方々には少し厳しいかもしれませんが、私個人としては、都市部は少し定員を削減して、地方の方を手厚くするような制度設計をしていかないと、地方は潰れていくしかなく、結局は東京や大阪しか残らない。そうすると、地方出身者がそういうところに行くためには、アパートやマンションを借りるため、経済的負担も多くなって、結局は地方切り捨てになるのではないかと思います。ですか

²¹⁾ 法務省・文部科学省「法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果（取りまとめ）」30頁（2010年）。

²²⁾ 文部科学省「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しについて」（2010年）は、入試競争倍率及び司法試験受験率・合格率を指標に公的支援（国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金）を平成24年度予算から見直すとしている。

²³⁾ 日本弁護士連合会「新しい法曹養成制度の改善方策に関する提言」5頁（2009年）。

²⁴⁾ 日本弁護士連合会「『法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しについて』に対する意見書」（2010年）。

²⁵⁾ 日本弁護士連合会・前掲注23）。

ら、法科大学院のないところはそれだけハンディを背負っていることになり、地方で経済的余裕の無い人はもう法曹の道を断念せざるを得なくなるとしたら、結局は、志のある、優秀な人が集まらないことになります。だから、そういうようなところを、この次のフォーラムでもう少しじっくり議論しなければならない。日弁連もそういう方向での色々な提言はしようと思っています。

III 法曹人口の増加，就職先について

1 法曹需要の現状

伊藤：法科大学院設立，そして新司法試験の開始により，法曹人口は当初の予定通りというわけではありませんが，確実に増加しています²⁶⁾。しかし，一方で先ほどから話にあがっている通り，就職難の問題があります。会長としては，就職難の問題はどこに原因があるとお考えでしょうか。

宇都宮：就職難の問題は，一つは，当初予定していた企業内弁護士や任期付公務員等の法曹需要があまり拡大していないというところにあると思います。少しずつ増えてはいるのですが²⁷⁾，司法制度改革には色々な分野に法曹が進出し，法の支配を社会の隅々に行き渡らせる，という理念があったのですけれども²⁸⁾，この理念がなかなか浸透していかなくて，新たな法曹の受け入れ先が余り広がらない，こういった現状があります。会長になってすぐに，色々なところに会長の就任挨拶・表敬訪問をしますが，その一つに日本経団連がありました。当時の御手洗（富士夫）経団連会長に「経済界も法曹人口の拡大を要望されてますので，是非企業内弁護士を多く採用してもらいたい」と要請しましたが，御手洗さん御自身が，「日本の企業慣行として顧問弁護士は雇うところはあるけれども，企業の法務部というのは法学部を出た人でやっているのです，そのような慣行が根強い」と言うのです。その一方でアメリカの場合は3割くらいが企業内

²⁶⁾ 日本弁護士連合会・前掲注19) 60頁。

²⁷⁾ 日本弁護士連合会『弁護士白書2009年版』3頁(2009年)によれば，2004年から2009年までの間，企業内弁護士は110人から354人に，任期付公務員は49人から81人に，それぞれ増加。

²⁸⁾ 司法制度改革審議会・前掲注2) 79頁。

弁護士と聞きます。だから、「自分のところもアメリカで会社を出す時は、アメリカの弁護士を企業内弁護士として雇っている」と。一方、国内では、日本の企業の風土や慣行は、その間口を広げて、どんどん弁護士を採用するという事にはなっていないという様なことを言われたように思います。結局、就職先としては大部分が法律事務所になる訳です。法律事務所でのニーズというのは、法的需要がどれだけ拡大しているかという点と密接に関連しています。弁護士の主な仕事というのは、裁判、あるいは裁判の周辺の問題です。法的なトラブルの相談や、依頼が増加している状況にあるかということ、残念ながらそういう状況じゃない訳です。私自身その点についてはかなり関心があったので、日本全国を回って弁護士の採用という事について状況や情勢も聞いたのですが、これまでは、東京や大阪で就職する人数がかなり多い一方で、地方の弁護士会は数が少ないところがありました。地方の弁護士会でなかなか弁護士の数が増えなくて、却ってもっと来てもらいたいと思っていたところで、今は、かなり多くなってきている²⁹⁾。大抵の法律事務所の場合、新しい弁護士を、勤務弁護士——我々の業界ではイソ弁といいますけれども、イソ弁を採用すると、そのイソ弁が独立するまで3年から5年かかります。イソ弁を採用する法律事務所が毎年同じ様な数のイソ弁を採用するためには、毎年それだけのニーズ、つまり事件の依頼が広がって受任事件が増えていかなければいけないのですけれども、それは容易なことではありません。法律事務所に採用されたそのイソ弁が3、4年後に独立する様になったら、その法律事務所は新しいイソ弁を採用できるようになります。また、独立したイソ弁も、場合によれば、4、5年経ったら自分がイソ弁を採用するようになります。そういう採用—独立の循環に入るのかも知れませんが、毎年イソ弁を採用するという事になると、地方の小さな事務所では、去年採用したのに今年も採用することはなかなか厳しくなります。それで、今までは「新規にイソ弁を採用しよう」という法律事務所があったのですが、私が日弁連会長選挙の選挙運動で全国を回った際に受けた感じでは、一杯一杯になってきている会もあるように思いました。これから新人弁護士が来るとしたら、即独（弁護士登録と同時に独立開業すること）かいわゆるノキ弁という事になる。去年（2009年）私がびっくりしたのは、鹿児島で意見交換会に行った時

²⁹⁾ 日本弁護士連合会『弁護士白書 2008年版』42頁（2008年）。

に、若い弁護士が、「宇都宮さん、私、ノキ弁です。」と言うのです。ノキ弁というのは、給料はなく、法律事務所の軒先を借りる就業形態です。ですから自分で事件を見つけなければならない。鹿児島でもこうした就業形態が珍しいものではなくなってきました。これは深刻な問題だと思いました。

2 法曹需要の拡大

伊藤：深刻な就職難という問題に対しては、どういった対策が考えられるのでしょうか。

宇都宮：色々な新しい活動領域の拡大に取り組みながらも、日弁連の今の問題というのは、若手弁護士の就職先をどうやって確保するのかというのが最大の活動の一つになっています。若手法曹サポートセンター³⁰⁾を立ち上げて、如何に地方の弁護士会のニーズを喚起して、そして採用をお願いするか、就職情報の提供や相談機会の設定という就職支援策は大きなテーマになってきています。それから、即独する人も出て来ています。この即独ですと訓練 (OJT : On the Job Training) が不足しますから、それを如何にバックアップするかというのが大きなテーマになっています。

伊藤：新しい領域の拡大ということですが、具体的にはどのような取組みを行っているのでしょうか。

宇都宮：今、法的需要を喚起することがなかなか厳しい状況になってきています。特にリーマン・ショックの後は法的需要がかなり冷え込んできています。訴訟の中身では、過払訴訟・過払事件というのは増えているのですが、それ以外の事件は、家事事件は横ばいから増える傾向にありますが、その他はそんなに増える状況にない。このような中で、日弁連としては、貧困問題対策に取り

³⁰⁾ 弁護士があらゆる地域、分野、組織で活躍し、利用者の円滑に結びつくことを目的として設立された「法的サービス企画推進センター」の後継組織。主な活動内容は、法科大学院生に対する奨学金制度の充実、法曹の資質の向上のための研修拡充、司法修習終了後の経済的自立支援。詳細につき、日本弁護士連合会「2010年度会務執行方針」<<http://www.nichibenren.or.jp/ja/updates/policy.html>> (2011年3月25日最終アクセス) 参照。

組む³¹⁾ことで弁護士が多く関わりを持ってないかと考えているところです。この間貧困とか格差が広がっています。年収 200 万円未満の人が 1000 万人を超えている³²⁾、ワーキングプアが増えている、こういう人々が司法にアクセスしようと思おうと弁護士の費用を自分が負担出来ないから、法律扶助の拡大というのがすごく大きな課題になっています。私たちは司法におけるセーフティネットと言っていますが、扶助の予算自体が、特に民事法律扶助の予算が、先進国と比べたら 10 分の 1 くらいなんです³³⁾。それに基本的に償還制という制度を採っています³⁴⁾、法テラスを利用して法テラスに立て替えてもらったお金は法テラスにまた返すのが原則になっています。他の先進国の扶助制度は、低所得者には給付制なんです³⁵⁾。返還を求めない。日本は原則償還制で、つい最近までは生活保護受給者がそういう法律扶助を利用した場合でも生活保護費から返還させていた訳です。生活保護というのは憲法 25 条で「健康で文化的な最低限度の生活」と位置付けられたのに、最低限度の生活費から返還させていた訳です。そして日弁連等が取組みをし、生活保護受給者に関しては申請すれば免除という制度が導入されました。しかし日本で生活保護を実際に利用している人が、——専門用語で「補捉率」と言います——、生活保護の受給要件を満たす人のうち 2 割以下となっています³⁶⁾。8 割の人は生活保護水準以下の生活であるのに生活保護を受給していない。そういう人が民事法律扶助を利用した場合、生活保護受給者とみなされないため返還を要求される訳です。このような場合にまで返還の免除を拡大することについて関係省庁と交渉しています。それから、今の総合法律支援法では、扶助の対象が裁判手続関係事案に限られています。2008 年頃から派遣切りや、雇い止めで職を失うと同時に、住まいを失って野宿をする人が沢山出て来ました。そして、派遣村、年越し派遣村の取組みがなされました。派遣

³¹⁾ 日本弁護士連合会の貧困問題に対する取組につき、「委員会活動 貧困問題対策本部」<<http://www.nichibenren.or.jp/ja/committee/list/hinkonmondaitaisaku.html>> (2011 年 4 月 4 日最終アクセス) 参照。

³²⁾ 国税庁・長官官房企画課「平成 21 年分民間給与実態統計調査——調査結果報告——」19 頁。

³³⁾ 日本弁護士連合会「諸外国と比較してもあまりに低い現在の民事法律扶助予算」『当面の法曹人口のあり方に関する提言 資料一覧』61 頁 (2009 年)。

³⁴⁾ 総合法律支援法 (平成 16 年 6 月 2 日法律第 74 号) 30 条 1 項 2 号。

³⁵⁾ 司法制度改革審議会「各国における法律扶助制度」第 6 回議事配付資料 (1999 年)。

³⁶⁾ 日本弁護士連合会「貧困の連鎖を断ち切り、すべての人の尊厳に値する生存を実現すること求める決議」第 49 回人権擁護大会 (2006 年) <http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/hr_res/2006_2.html> (2011 年 4 月 11 日最終アクセス)。

村を訪れた人を救済するために唯一使われたのが生活保護の申請です。300人近くの人が生活保護を申請して、そして、生活保護を受給し、住まいを手に入れ、就労活動を行いました。ところがその生活保護の申請は、これまでホームレスの人が行くと、住所が無いから「駄目だ」と追い返されたり、あるいは、30代40代の人に対して「あんた働けるから」と言われて、野宿をしているのを分かっているのに「仕事を探してきなさい」と追い返されていました。それで、2007年に弁護士を中心に生活保護申請の同行をする法律家ネットワークを立ち上げて、派遣村の時も、弁護士・司法書士・ボランティアグループが集団申請に同行したわけです。というのはもう生活保護法に対する違法な対応なのです。そして、これまでは追い返されていたケースでも全部生活保護をもらえた。ところが、そういう生活保護の申請手続に同行するという手続は裁判手続ではなく行政手続なのです。あるいは、労働基準法に違反しているから労働局、労働基準監督署に苦情を申し立てる、これも行政手続です。これは法律扶助の対象外になっている。そのため、日弁連は、会員から特別会費を集めて、その会費の一部を法テラスに委託し、生活保護申請に弁護士が同行した場合には、自分達の会費の一部を支給して手当てを出しています。これは本来、国家が国費でやるべきです。ところができていない。だから、民事法律扶助の予算を増やして、償還制を給付制にして、対象事案を拡大すると、ワーキングプアの人はずごく広がっていますから、依頼は増えるわけです。ただ、そういうニーズがあると云っても、弁護士を頼む時の費用が無いと、具体的需要につながりません。そういう取組みを一方でやらないと、増えて行かないのですね。民事法律扶助は、日本は約80億円³⁷⁾で、欧米先進国とは桁違いに少ないです。例えば、フランスは269億円出しています³⁸⁾。フランスの人口と言うのは約8000万人だから、相対的に比較すれば、国民1人あたりの支出額は、フランスの、今のところ5分の1くらいです。結局は予算が少ないから、日弁連は会員からお金を集めて、今のところ、16億から17億円のお金を法テラスに委託し、子ども・外国人・難民・犯罪被害者・ホームレス支援等をしています³⁹⁾。それから、少年保護事件の

³⁷⁾ 日本司法支援センター「平成22年度日本司法支援センター年度計画」(2010年)における「民事法律扶助事業経費」(約197億円)から「事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)」(約116億円)を控除した金額。

³⁸⁾ 日本弁護士連合会・前掲注33)。

³⁹⁾ 日本弁護士連合会「ご存じですか?日弁連はこんな活動をしています」1頁(2011年)によ

付添人というのはまだ一部の事件しか国選化されていません。裁判所が裁量的に選任することはできますが、少年事件に全件付添人を付けるようにしたいと考えています。被疑者国選弁護制度はできました。しかし、被疑者が少年の場合に、家裁に送致されます。そうすると付添人を付けるかどうかという問題になり、被疑者段階は国選弁護人が付いていたにもかかわらず、家裁に送致されたら付添人には国選制度がないために、選任するには自分で費用を負担しなければならない。この矛盾を解決すべく日弁連は、全面的国選付添人制度実現への運動を行っています。実現までは、会費を集めて対応している状況です。そして今この積み立てられた費用が足りなくなり、会員から集めている会費を値上げしなければならなくなっています。

伊藤：会費で賄うということになると自ずと限界が見えてきそうですが…。

宇都宮：2月の臨時総会で特別会費の値上げについて検討します。弁護士には基本的人権の擁護と社会正義の実現という社会公益的な使命がありますから、身銭を切ってもここはしのがないといけないと思います。司法制度改革によって小さな司法から大きな司法へ、市民が利用しやすい身近な司法へということだったのですが司法基盤の整備が追いついていません。司法予算も、裁判所の予算もいまだに国家予算の0.4%以下⁴⁰⁾です。そういう意味で、司法の基盤整備を整えば、法曹需要の拡大につながる可能性はあると考えています。

3 裁判官・検察官の増員

伊藤：今までのところ法曹人口の増加及び就職難の問題は主に弁護士の増加という観点から話が進んできました。しかし、法曹というのであれば、裁判官・検察官の増員ということも考えられるべきと思います。特に司法過疎の問題は、弁護士が足りないというだけの話ではなかったはずで、この点について会長のお考えはいかがでしょうか。

れば、2009年度における「法律援助事業」の支出額は約17億円。

⁴⁰⁾ 平成22年度当初予算の全体歳出（92兆2992億円）のうち、裁判所予算（3232億円）が占める割合は約0.35%。

宇都宮：そうですね，日弁連は司法過疎の問題も取り組まねばならないということで，全国の 203 ヶ所ある地方裁判所・家庭裁判所支部のうち弁護士がいないところや一人しかいないところ，つまり弁護士ゼロワン地域を無くしていこうという運動をやりました。この活動においてひまわり基金法律事務所を配置し，財政的支援を行ってきました。過疎偏在対策のために年間約 3 億 8 千万円，10 年間で約 28 億円から 29 億円の会費を使いました。その結果，弁護士ゼロ支部は無くなりました。ワン地域は 5 ヶ所になりました(2010 年 12 月の取材時点)⁴¹⁾。ところが，裁判官が常駐しない支部が今 46 ヶ所あります。それから，検察官がいない支部も 128 ヶ所あります⁴²⁾。例えば，旭川には稚内支部，名寄支部・紋別支部・留萌支部があり全ての支部地域に弁護士はいるのですが裁判官がいない。そうすると，稚内から旭川まで特急で 3 時間半かかるらしいですが，一日 3 本か 4 本しか出てないから旭川の弁護士が稚内へ行って証人尋問が遅れて 4 時半が過ぎたら 1 泊しなければならない。裁判官は 1 ヶ月に 2, 3 日だけ旭川から来るので，その日で全部こなすしかない状況です。それから，この間労働審判事件が増えてきていますが，労働審判は原則として本庁で行い支部では行わないことになっています。これを支部でやるようになれば，たとえば稚内支部でやるようになれば地元の人がその裁判所でできるようになる訳です。だけど，裁判官がいない訳です。だから，司法予算を増やして裁判官・検察官をもう少し増員して，予算を増やしていけば，また法的需要も拡大する面があります。こうした基盤整備や法的需要を増やしていく努力が必要です。

4 法曹人口拡大の是非

伊藤：登録に関してですが，無収入なのに経済的負担がかかる，だから就職が決まってから登録するから五月雨式に登録してくる，そして，そういう人たちがまだ就職活動をやっているということになると，新しい修習生の就職先と競合することになってしまい，ますます問題が深刻化しそうです。今までの話を

⁴¹⁾ 日本弁護士連合会「弁護士過疎・偏在対策・法律相談事業の取り組み 弁護士過疎・偏在って何？」<<http://www.nichibenren.or.jp/ja/committee/depopulation/kaso.html>> (2011 年 4 月 5 日最終アクセス) によれば，2011 年 4 月 1 日現在でワン地域は 2 ヶ所(旭川地裁紋別支部，大分地方裁判所佐伯支部)となっている。

⁴²⁾ 裁判官・検察官の非常駐地域につき，日本弁護士連合会「全国各地に裁判官，検察官の常駐を！」(2010 年) 参照。

総合すると、司法制度改革がかかげていた年 3000 人程度の法曹人口拡大というのは非現実的なのでしょうか。会長のお考えはいかがでしょう。

宇都宮：新 63 期の場合は、弁護士の一括登録の段階で、弁護士未登録者が 2009 年の約 1.5 倍になることが予想されています。希望を持って司法試験を受けて、司法修習を修了したけど、勤務先が無い人もいないかということになります。このような状況も法曹志望者を減らすことになりかねません。だから、その辺を全体として、コントロール、調整しなければいけない段階に入っていると思っています。教育の在り方と同時に、ニーズの問題を公的な需要や司法基盤と照らし合わせながら、調整して行かないといけないのではないかと考えています。人口の問題についても従来の 3000 人、5 万人というのは、将来的な 5 万人というのは別として、3000 人というのは、あまりにも多すぎるのではないかと。現状の 2000 人という段階での状況を見ると、仮にすぐにでも 3000 人にするということになれば、少なくともそのうち千数百人といった多くが、仕事が無いことになる可能性があります。

伊藤：そういうことになりますよね。

宇都宮：はい。日弁連は、今後も法の支配が社会の隅々まで行き渡り、市民にとって利用しやすい司法の実現に向けて、真摯に取り組み、社会貢献を続けていきます。日弁連が目指す司法と社会の在り方を市民に伝え、理解を求めながら市民とともにこの問題を考えていきたいと思っています。よくマスコミでは潜在的なニーズがあるから弁護士が増えれば事件が増えるということが言われていますが、そう単純ではないですね。弁護士は今、司法制度改革が始まってから約 1.7 倍になっており、約 1 万人増加しています⁴³⁾。だけど事件数はそれほど増加していない。また、弁護士が増えれば過疎が解決するといいますが、自動的に解決するものではありません。先ほど申し上げたように日弁連は、弁護士ゼロワン地域の解消のための経済的支援に力を入れて取り組んだ結果、ゼロワン地域の解消が実現したのです。また、弁護士ゼロワン地域の解消は、法テラス

⁴³⁾ 日本弁護士連合会・前掲注 19) 60 頁。

のスタッフ弁護士の活動も大きいと思います。ところで、フランスは弁護士のうち約半数がパリに集まっているようですが⁴⁴⁾、フランスの弁護士資格を取った人の、3割から4割の人が就職先が無いようなのです⁴⁵⁾。

伊藤：それはすごい話です。

宇都宮：パリを離れた周辺の地域で弁護士事務所を開設すればよいのですが、自動的にそうならない。フランスは日本以上に就職問題が深刻なようです。最近、ABA (American Bar Association) というサンフランシスコであった米国法曹協会の年次大会に出て、世界各国の弁護士と交流したりする中で、フランスの弁護士さんから聞いたのですが、リーマン・ショック後の世界同時不況で弁護士が次々と解雇されているそうなのです。フランスは弁護士の資格を剥奪する懲戒制度の中で、いろんな部会があって、その中の一つの部会で破産部会というのがあって、弁護士が破産して資格を失うという人が大量に出てきている、そういう状況の報告がフランスの弁護士会の幹部の人からあったんです。そこで「日本はいかがですか」と訊かれたので、我々は、「破産したことで大量に弁護士が資格を失うというところまでは言ってませんが、就職難の問題とかそういうことは出てきています」というお話をしてきたのです。

IV 司法修習給費制について

上田：先ほど先生のお話しにもありました司法修習生の給費制の維持をするか、それとも貸与制に変えるかというお話についてもうちょっと詳しくお伺いしたいと思います。我々は給費制を貸与制に変えるのは二つの点から問題があるのではないかと考えています。一つは先生もおっしゃっていましたように経済的な面で、司法修習生の前の段階で、法科大学院の段階でもう相当奨学金の借金を負っている者がいる中で、給費制を貸与制にしてしまうのでは魅力的な人材

⁴⁴⁾ Conseil National des Barreaux, *Regards sur la Démographie des Avocats: Observatoire année 2010*, p.73.

⁴⁵⁾ Baromètre Lja/EFB, *Avocats derniers nées: une generation sans concessions*, 2006, p.1.

が法曹界に集まらないのではないかという点です。それからもう一つは、他の職業と比べてどうなのかということを考えました。例えば新規に採用される人材に対しては企業や他の官庁でも、一般的に研修期間中の給与支払いというのが行われていますよね。例えば同じように国家試験によって資格を取得する医師も研修医制度があって給与支払いがなされている中で⁴⁶⁾、なぜ司法修習生の給与支払いは別に考えられるという意見が出てきているのかという点です。これらのことについていかがお考えでしょうか。

宇都宮：貸与制度を導入した時の考え方は、基本的には全体的な財政問題、法科大学院など法曹養成に相当費用がかかるようになり、かつ人口も増やすから経済的負担が国家としてある、その問題がひとつ背景にあったようです。どうやら政府の財政に関する審議会や規制改革部門からの要請があったのだと考えています。もうひとつの考え方というのは受益者負担論というのがありまして、自分のために資格をとっているのだから自分が負担するのは当たり前だという論理です。それから国会議員としては、弁護士というのは儲かる、経済的に利益があるならそれを自分で負担するのは当たり前だと、これも受益者負担論の延長線上です。そして特権階級論です。他の一般国民の失業とは違い、特権的であるが故に、いずれ稼ぐようになるというものです。そういうような考え方が大半で、法曹というのが司法制度の一翼を担う公共的な仕事であるという認識が非常に理解されていないなという印象を受けてました。そこで我々は、2005年に現行制度を導入した時以降の状況として、経済的負担が増加している、就職をめぐる問題等々事情が変わってきてるということを一方では言いながら、弁護士を含めて法曹三者というのは三権分立の一翼を担う人材育成のために国が国費を投入してやるべきだ、司法制度は民主主義のインフラだ、と主張し続けたわけです。そして、こういうことを理解していただける人が段々広がって、貸与制は当面一年延長ということになり⁴⁷⁾、あと司法制度全体を見直す中でこの問題も考えようということになったのです。その辺の理解の問題ですね。それ

⁴⁶⁾ 研修医の給与については、2004年4月に運用開始した新医師臨床研修制度の改革に際し、国が研修医の勤務する臨床研修病院に補助金を出すことで、病院が確実に研修医に給与を支払うという制度を整えた。制度発足当時の状況につき、2004年2月3日朝日新聞夕刊3面参照。

⁴⁷⁾ 2010年12月3日、司法修習生に対する貸与制の施行を2011年10月31日まで延期する「裁判所法の一部を改正する法律」（平成22年法律第64号）が公布となった。

からおっしゃる通り医師の問題としては2004年に国家補助金が給付されるようになったのですね。このときの研修医は経済的に大変だったようでアルバイトをしながら研修をやるのが問題になっていて、もっと充実した研修がなされるためにということで補助金が出されることになった。その一方で研修を義務化するわけです。そのとき参考にされたのは司法修習生への給費制でした。つまり、なぜ裁判官・検察官・弁護士の卵に給料を支給して医師に補助金がないのだということで承認されることになりました⁴⁸⁾。考えてみたら医師だけではないですね。防衛大学の学生は授業料も免除されているし給料が出ます。航空保安大学校、海上保安大学校、気象大学校、税務大学校、みんな給与が支給されている。授業料は勿論免除されていて、生活費についても支給される。なぜそうなのかも考えてもらいたかった。国会議員の中には弁護士は私的な仕事で金持ちだという認識がかなり広がっていて、一部の議員なんかは、仮にそうでなくても、お金のない人は援助したらいいけども金持ちの息子や娘までなんで援助しなきゃいけないのかと。そういう人たちの論理というのは子供手当で所得制限をやるべきだという論理に似たようなね。もうひとつなぜ昭和22年からこういう司法修習というのが維持されてそれに法曹三者に対して国費が投入されたか、その原点に返った議論というのが私は必要になっていると思いました。そういう制度がなぜ長期間維持されてきたのか、そうすると公的な役割を果たしているということを言うと同時に日弁連のわれわれ弁護士の在り方も問われてきている、ということです。私たちが社会的公益的な法律援助のお金を出したり、弁護士の過疎偏在のための活動や、弁護士一人ひとりの活動をあらためて自分達も振り返りながら、社会的公益的活動を強化していくことが給費制について理解していただく大きなバックボーンになります。それからこの運動は弁護士だけではなくこれまでサラ金や貧困問題と一緒に取り組んできた市民団体に訴えて、裕福な人しかねない制度というのは、一番公正や平等が尊重されるべき司法の世界に貧富の格差を持ち込むことになる。それでは市民の権利が危うくなるということを理解いただきました。これはあなた方の問題だから是非この問題を考えて一緒に運動やってくださいということで、「司法修習生に

⁴⁸⁾ 臨床研修病院に対する国の補助金制度から更に進んで、新医師臨床研修制度の下では、司法修習生給費制度と同様の臨床研修医給与保障制度が整備されるべきであるとの議論として、三宅祥三「研修病院における問題点(1)」日本医師会雑誌134巻7号1246頁以下(2005年)参照。

対する給与の支給継続を求める市民連絡会」が2010年6月に立ちあがり、また、新人若手弁護士らは「ビギナーズネット」という団体を作り、運動を行いました。だから弁護士だけの要求ではなく市民も給費制維持の運動を行ったわけです。そこに、C型肝炎の原告団の人、中国残留孤児の国賠訴訟の原告団の人、ハンセン病の患者さんなどが加わり、「被害者救済を手弁当でやってくれた弁護士がいっぱいいたから自分たちが闘えたし、被害者救済ができた。そういう手弁当で頑張ってくれる弁護士が少なくなるとは困る」という声をあげてもらいました。国会議員のみなさんは院内集会を良く聴いていただいたのではないかと思います。それから、日弁連は、布川事件などの冤罪事件を人的物的に支援する活動を長く行っています。こうした冤罪事件の請求人の、布川事件で言えば杉山さんや桜井さんたちが、やはり自分たちの権利を守るための弁護士を増やしてもらいたいし、貸与制となってしまう、受益者負担論の考え方が広がってしまうと、社会的経済的弱者の権利が守られなくなってしまうと危惧してくれました。こうした声によって理解者が増えたと感じています。

V 終わりに

三澤：ただ、給費制の問題は確かにご指摘の通りなんですけど、大学にも、かなりのお金が注がれているわけですよ⁴⁹⁾。皆さん早稲田だから、学費、今の金額が高いと思っていらっしゃるかもしれませんが、国費が導入されていなかったらもっともっと学費が高いということです。この間は鎌田（黨）先生とお話したんですけど、早稲田大学にも相応の補助金が投入されています。ですからトータルで言うと、皆さんが育成されるためのお金は、給費制とロースクールに投入されているお金をあわせると、かなりの額を日本の国民の方から頂戴して活動しているということになっていると思います。皆さん中々自分の払うお金の方にしか意識が行ってないかもしれませんが、現実にはかなり優遇されていると思います。

⁴⁹⁾ 2011年度政府予算案では、大学関連の主要予算（国立大の運営費交付金、私立大補助金、研究費補助金等）は前年度比531億円増の1兆7923億円（朝日新聞2011年1月17日朝刊教育1面）。

菅野：逆にそうやってすごいお金がかかっている人材が無職になるっていうのは…。

三澤：だから、先ほど会長がおっしゃった通り、やっぱり法曹人口の3000人というのは中々難しい現状が既にあるということでしょうか。

宇都宮：先ほどお話した、法科大学院を経た者について、これまでの旧司法試験合格者と比較して基本六法に関する知識・能力，論理的な文書作成能力などについて不十分な者がみられるなどの問題点が指摘されていることについてですが，法曹人口が今よりも少なかった時はかなり優秀な人が来たけれど，合格者を増やせば，成績の悪い層の中にはそういう人も含まれてきている可能性はあり得ると思います。合格者を増やしているわけですから。我々の時は合格者は500人でしたから。そういった問題もあるかもしれないと思います。まだその辺の実証的な検証はほとんど行われていません。

ただ，今回色々給費制で頑張ってくれたビギナーズネットの皆さんはすごく優秀です。法科大学院生も参加くださったのですが，自分がどれくらい借金を負い，是非，自分はこの給費制の維持を求めたいのだということを堂々とプレゼンテーションされていて，ああ，これはたいしたものだなと感じました。試験の勉強も必要ですが，やはり，自分の主張を堂々と述べていくような人たちがどんどん増えてきているということは素晴らしいことだと思います。給費制維持のための活動を見ていると若い人もやるなあ，と感心します。毎日，国会の前，議員会館の前で，チラシを撒いたりマイクを握って，街頭宣伝やったわけです。そういう努力の結果動いたものであり，ただ日弁連が意見書を一通出したことでなされたわけではないのです。全国約60か所で，約60回市民集会や街頭宣伝を行い，署名も60万筆以上集めました。そして，国会のほぼ全議員に対する要請活動も行いました。議員会館前でビギナーズネットや司法修習生に対する給与の支給継続を求める市民連絡会や日弁連と一緒に，街頭宣伝活動を行いました。そして，参加した方々はみなすごく優秀でした。私としては，「あなた方は一番いい勉強してるよ」と声を掛けました。憲法で表現の自由や集会・結社の自由について習ったと思いますが，「いま行っている活動がそのものなんだ」と，「座学で覚えただけではだめだ」と，「実践しろ」ということ

です。自分が思っていること言いたいことを、どんどん発言するのが普通の民主主義社会の一員なんです。クレサラ運動においても若い人からお年寄りまで被害者の方にマイクを持っていただき街頭で声をあげていただきました。私も学生運動をしたことはありません。私もマイクを持つようになったのはクレサラ運動を始めてからなので、あまり演説はうまくないのですが、上手下手では



なく、自分の思いを伝えるということが重要であって、うまく話せるかは関係ありません。非常に厳しい運動でしたが、こうした声が、政党や国会を動かしたのです。参加された方は、それはいい経験をされたんじゃないかと思います。

伊藤：私も署名等回ってきたとき協力したのですけれども。

宇都宮：ありがとうございます。署名は大きな力となりました。基本的に法曹人口を増やしていくことは必要だというふうに思っていますが、それと併せて裁判官・検察官を増員することや、裁判官・検察官が常駐していない地家裁支部を解消すること、法律扶助予算を増やしていくこと、そういう司法の基盤整備を行い、法的需要をもっと喚起することが非常に重要だと思っています。前会長がやり始めた、中小企業支援センターという活動があります。今、中小企業というのは全国で300万社以上あるのですが、こうしたニーズに十分弁護士会は応えてこなかったから、これからは中小企業の支援にさらに力を入れています。勿論、企業内弁護士や、官公庁で働く弁護士を増やすためのキャラバンを全国で行ったり経済界や地方自治体への働きかけも行っています。最近では、政策秘書に若手弁護士が採用され、活躍されている方も増えてきています。こうした弁護士活動領域の拡大にも一方で取り組みながら、司法の基盤整備を整えた上で、法曹人口を増やしていくことが必要と思います。

編集委員一同：本日は、有難うございました。

